

令和 3 年 度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た っ て

県内14町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」にも位置づけられていますが、令和2年7月豪雨など近年、毎年のように発生し、激甚化する豪雨災害そして切迫する大規模地震災害から地域住民の生命・財産を守ることは特に重要でございます。

この重要かつ喫緊の課題であります防災対策に、国・県・市町村が一体となって取り組むことはもちろん、「自助・共助・公助」を今まで以上に協働させる重要性を改めて痛感しています。

また、昨年の出生数が過去最少の86万人であったことから「86万ショック」とも言われる少子化の状況は、地域経済はもとより、社会基盤をも揺るがす大きな課題であり、町村としても、限りある財源のなかで各種の対策に取り組んでいますが、「子どもを産み育てやすい」環境づくりにつきまして引き続き県と協調し、取り組みを進めてまいりたいと思います。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、県におかれましては、感染拡大防止に全力で取り組まれていることに敬意を表します。

もとより、町村民の健康・安全の確保、地域経済の安定につきましては、町村としましても県と一致協力して全力で取り組んでまいりたい決意でございますので、引き続き連携した取り組みをお願いします。

県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知していますが、本要望書に掲げています事項は、いずれも町村にとって重要な事項であります。令和3年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、町村の厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げますとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけ及び県の取り組みを要望いたします。

令和2年8月25日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 富 田 幸 宏

目 次

I 重点要望	1
1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進	1
2 防災・防犯対策の充実強化	4
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	7
4 保健・医療・福祉対策の充実強化	10
5 産業の振興及び観光施策の推進等	14
6 都市基盤等の整備促進	16
7 教育施策の推進	19
II 地域要望	22
1 三浦半島地域要望	22
2 湘南地域要望	24
3 足柄上地域要望	27
4 足柄下地域要望	35
5 愛甲地域要望	40
6 水源地域要望	42

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重点要望

I 重点要望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県が現在、取り組まれている自治体間の広域連携を円滑に進められるよう、調整、支援の役割を引き続き推進するとともに、自治体間の広域連携が困難な場合に、その補完の役割を果たしていくこと。

イ 税等の徴収に関する職員短期派遣制度については、各町村における持続可能な徴収体制の強化を図り、安定的な税収確保に繋げていくため、税務職員の徴収スキルの向上やノウハウの継承など、県からの支援は必要不可欠である。

従って、現行制度が終了する場合は、新たな支援制度を構築し十分な支援措置を講じること。

ウ 国は、行政手続きの利便性向上を図るため、マイナンバーの活用を進めているが、その際にシステム改良及び継続的に発生する過大なランニングコスト等の経費について、自治体の負担が生じないように、引き続き、財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に沿って推進するにあたっては、町村との調整時間を十分に確保するよう国へ働きかけるとともに、マイナンバーの口座情報の紐づけなど、制度や運用方法を変更する場合などは、国の動向について、町村に迅速かつ十分な情報提供を行うこと。

さらに、今回の新型コロナウイルス感染症対策で浮き彫りになったマイナンバー制度の制度設計や活用の課題解決に向けて、行政サービスへの支障や自治体の過度の負担が生じないように、国に働きかけること。

エ 国が目指す新たな社会像「Society5.0」については、データベースの構築等において、地域による不均等が生じないように、県がイニシアチブをとり施策を推進すること。

また、システム導入に際しては、スケールメリット等も考慮し、県が中心となり広域によるシステム導入などの環境整備等を推進するとともに、補助スキームの構築など財政面の支援を含めた多面的な支援を行うこと。

オ 各種基幹統計調査結果の情報収集にあたっては、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が速やかに情報収集出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけるとともに、町村へ現状などの情報提供をすること。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって今後とも国へ働きかけること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 安定的な地方税の確保の観点からも、償却資産に係る減税という税制による支援策は改め、再度の特例措置はとらないよう国に働きかけること。

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とするとともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、国へ要望すること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーセントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じていることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止について、引き続き国へ働きかけること。

イ 国は、2030年に訪日外国人旅行者を6000万人まで増やす目標を掲げており、観光客の増加に伴う観光地特有の需要の拡大が見込まれることから、観光地需要への適切な財政措置の必要性を国に求め、地方への一般財源総額の確保を、引き続き国へ働きかけること。

ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ求めること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいいため、配分額の確定を早期に行うこと。

また、地方創生推進事業の下限基準額の廃止を確実にを行うとともに、他の対象メニューの下限事業費の引き下げの実施及び優先順位が低い事業への配分が全額留保される課題があるため、町村がより一層活用出来るよう予算を確保すること。

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたっては、各地域県政総合センター等を窓口として、町村とも連携することで地方創生の相乗効果を生み出し、事業を推進すること。

また、町村が策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組みを推進するため、十分な予算を確保し、町村が柔軟に活用できるよう補助金制度等の改善を図るとともに必要な支援を行うこと。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

政府の経済財政諮問会議等においては、地方における基金残高の増加を理由に、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであることから、地方の基金残高が増加していることを理由に、短絡的に地方歳出を削減することのないよう国へ働きかけること。

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な精算制度を構築するよう、国に働きかけること。

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し (箱根町)

非常事態に対応するため生じる財政負担に対しての交付金は、財政力による配分調整ではなく、地域経済への影響などを適切に把握し、地域への影響度を重視した方法を用いるよう国へ働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

- ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制の早期実現を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を関係自治体と連携し、着実に推進すること。
- イ 「神奈川県水防災戦略」に位置づける戦略の目標の達成に向け、近年、頻繁に発生している水害を防止し、被害を最小限に留めるためのハード対策及び住民の避難を中心としたソフト対策の強化を図るための財政措置を講ずるとともに、関係自治体とも連携し災害対策の強化を図ること。
- ウ 原子力災害が発生した場合、国が関係自治体、周辺自治体及び関係機関への連絡体制を整備し、迅速かつ的確に必要な情報を提供するように、県としても国へ働きかけを行うこと。
- エ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保とともに、幅広く使途可能となる補助金とすること。
- オ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけること。
また、原因者である中日本高速道路株式会社から、負担金を徴収する制度の創設を、国へ働きかけること。
- カ 津波避難施設を整備拡充するためには、新基準に基づく適合性の検証を実施する必要があるため、平成31年3月に県が「津波避難施設の構造要件に係る検証への支援について」と題して国へ要望活動を行ったが、今後も引き続き要望内容の実現に向け要望活動を実施すること。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

- ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、従前の支援措置とともに、施設や設備機器等の更新を機能強化として捉えた制度に拡充し、令和3年度以降も支援制度を実施すること。
- イ 自治体がり災証明を発行するにあたり、引き続き、自治体職員の評価技術向上を図るための研修会を開催するとともに、技術者が不足する自治体で、迅速かつ適正に調査・評価ができるよう、簡便な技術的助言の作成と現場に持参できる電子情報としてのマニュアルを作成することを国へ働きかけること。

- ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は令和4年11月末をもって新規の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設を引き続き、国へ働きかけること。
- エ 「市町村地域防災力強化事業費補助金」については、最終的に補助率を下回る交付額となり、やむを得ず一般財源で不足分を補てんした経緯があるため、既定の補助率どおり交付できるよう予算を確保すること。
- オ 県は、地震防災対策強化地域に指定された町と連携を図り、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業計画を策定すること。
- カ 避難者への健康管理上の配慮等により、開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げる必要が生じた際は、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、国に働きかけること。
- キ 感染症対策に係る避難所設置基準及び避難所運営基準を制定するよう、国に働きかけること。

(3) 施設の耐震化の促進

防災基本計画に定められた「災害に強い強靱な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」という視点から、公共施設の耐震化による安全性の確保が求められており、老朽化対策への財政支援をさらに強化するとともに、「市町村役場機能緊急保全事業」は、公共施設等総合管理計画に基づき、町民合意を得ながら実施するには、十分な期間とは言えないため、期間を延長するよう、国へ働きかけること。

(4) 公共施設における防犯対策の推進

- ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう国へ働きかけるとともに、神奈川県地域防災力強化支援事業に基づく防犯カメラの設置を令和3年度も引き続き継続し、地域防犯の強化を推進すること。
- イ 登下校防犯プランに基づく点検活動により設置をする防犯灯については、社会资本整備総合交付金ではなく、新たな財政措置を確保することを国に働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番の増設等

平成31年3月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合

などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、警察官の増員及び地域住民にとって最も身近な地域安全を守るうえで重要な交番等の増設を再検討すること。

また、統合により交番が廃止となった地域においては、新たな治安維持及び交通対策を講ずること。

さらに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域に指定された場合の支援制度の構築を早急に国に強く働きかけること。

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況をみたなかで、信号機及び効果的な交通安全施設整備に伴う予算の増額を図ること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望し、現状を調査し計画的に事業を推進すること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

(2) 森林環境譲与税等に対する支援

ア 令和6年度から課税される森林環境税については、個人住民税と併せて徴収されるが、納税者の混乱を招かぬよう、十分周知・徹底を図るとともに、徴収事務については、出来る限り自治体への負担軽減を図ること。

また、創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を行うこと。

イ 森林環境譲与税については、積算基準として人口割の割合が多く採用されており、県内における主要な森林所在市町村への譲与額が少ない試算であるが、制度創設の趣旨を鑑みると、森林整備や木材搬出の促進が重要事項であると考えられる。

については、森林整備等の促進が図れる各種支援制度の充実や、県産木材の需給調整のためのマッチングシステム等のように、川下側と川上・川中側との間で譲与税の循環を可能とする支援策を推進すること。

ウ 良質な水の安定確保を目的とした「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は令和8年度に終期を迎えるが、市町村と連携した水源環境保全・再生施策はすべての県民の暮らしを支える良質な水資源を保全していくために重要で継続性が必要な施策となっていることから、令和9年度以降もこの施策に必要な財源の確保に努めるとともに、水源地としての役割を再認識したうえで、水源地が抱える課題に対して、解決に向けた積極的な支援策を講じること。

(3) 地球温暖化防止に向けた設備導入の促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化や初期投資への助成等の支援を行うよう、国へ要望するとともに、県独自の政策として初期投資への助成拡充に努めること。

また、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等の広範な普及を図るため、設置者負担額の軽減のための財政支援の充実強化を図ること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 各地域における有害鳥獣被害状況を検証し、実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センターに配置されていた鳥獣被害対策専門員の再編整備により、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された職員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。

イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策について、国はジビエ活用の有無によって支援策が異なるが、捕獲従事者の負担に差異はなく、地域性もあることから、支援策に差異がある現状を見直すよう国に働きかけること。

ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画に基づき、町村と連携して事業ごとに迅速に具体的な対策を講ずること。

エ 有害鳥獣の捕獲については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、捕獲した有害鳥獣1頭当たりの捕獲活動経費の単価が定められているが、捕獲者の対価に見合っていない状況であり、有害鳥獣の捕獲数向上と捕獲従事者確保が急務であることから、単価の見直しを国に働きかけること。
また、県においても国の捕獲活動経費の単価を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充を国へ引き続き提案し、その実現を図るとともに、解体等に要する費用に対しても、財政支援措置を講ずること。

また、中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備について、県においても国の交付金制度を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋葬する墓地及び納骨堂には、墓地と住宅地等との距離規定がなく、住宅に近接する場所に設置が許可され、問題化している実態もある。

隣接する市町村の行政界に設置される可能性もあるため、広域的見地から、町村の声に耳を傾け、他県の条例に距離規定があるように、県条例及び施行規則を改正し、住宅地との距離規定を設けること。

(7) 航空機による騒音対応の強化

厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置および、激しい騒音が予想される際には、事前に情報提供および住民への十分な説明を行うよう、国へ働きかけること。

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害時などの外国人受入れ環境の整備にあたって、町村との連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずるよう国へ働きかけること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 各種がん検診の受診率向上のため、誰もが無料でがん検診を受診できるよう、町村が実施する各種がん検診は、全額国庫負担とすることを国へ要望するとともに、県としてもかながわブランドデザインに示された狙いや指標を達成するよう、町村とも連携し、必要な支援対策を講ずること。

ウ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することの実現に向け、引き続き要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、対象年齢や所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携し、県主導で実施すること。

イ 制度改正から10余年を経過し、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、改めて町村と協議を重ね、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」についても、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 一部の小児医療費助成や障害者医療費助成については、町村単独で補助を行っており、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう引き続き国に働きかけること。

エ 国が進める少子化対策において、不育症・不妊症等の特定治療助成事業は重要であり、保険適用の早期実現並びに助成制度の創設について、引き続き国へ働

きかけること。

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

カ 地域生活支援事業に対する国の規定補助率（1/2 以内）と、実質補助率との乖離を解消するとともに、義務的経費として負担金化するよう国に対して働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積る必要があることから、県の補助基準を町村に明示すること。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料税水準に激変が生じないように、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとする。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する 3, 400 億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）については、引き続き、町村と連携し方針を定め、実現に向け十分協議すること。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の創設を国へ働きかけること。

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国统一費用部分（国 1/2、県・町村各 1/4）の他に、公定価格の 26.2%にあたる地方単独費用部分（県・町村各 1/2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 公立幼稚園及び保育園の広域利用の場合、公定価格と利用者負担額との差額は、保護者の居住地町村が、当該幼稚園及び保育園設置町村に負担することになっているので、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけること。

ウ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どものうち、満3歳児以上の子どもの利用料を無償化するよう国に働きかけること。

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」は、今後も現行の補助制度を継続すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人件費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、「かながわ子どもみらいプラン」に基づき、県の補助金積算調整基準の見直し等が図られているが、引き続き県の予算を確保するとともに、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実のため、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

しかし、予算・人員とも少ない町村では、的確に対応することが困難である。

そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

イ 介護保険サービス利用料は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、介護保険料と同様、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に対する令和2年度までの財政支援について、令和3年度においても、なお影響がある場合等は、財政支援を継続するよう、国へ働きかけること。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう、国へ働きかけるとともに、国の動向について、速やかに町村へ情報提供すること。

エ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とし、転換した場合においても、それにより生じる介護保険財政への影響について、必要な財源支援措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

オ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改正や財源措置等について国へ働きかけること。

(8) **ねんりんピックかながわ開催に向けた連携**

ねんりんピックかながわの開催にあたっては、円滑な開催が図れるよう、交流大会・交流大会以外の事業の実施を予定しているすべての関係町村と連携し必要な財政支援及び広域的な調整等を積極的に行うこと。

5 産業の振興及び観光施策の推進等

(1) 県内の観光の推進

ア 「かながわ農業活性化指針」の施策の方向の一つである「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」のなかで、「農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進」が位置づけられている。

各町村にある「農業」・「林業」・「漁業」といった第一次産業の資源を活かし、6次産業化により観光資源となるブランド商品の開発・強化を図るとともに、農林水産物の利用拡大と地産地消を推進し、地域の活性化が図れるよう、町村に対する様々な支援体制を構築すること。

イ 観光立国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設されたが、具体的施設整備を関係自治体が行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう国へ働きかけること。

(2) 民泊新法施行に伴う観光振興への対応

「住宅宿泊事業法」いわゆる「民泊法」が施行されたが、施設が存する町村での問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等実施すること。

また、違法民泊の疑いの連絡があった場合は、保健福祉事務所の職員が聴き取り調査や現場調査を実施して事実確認を行っているが、当該調査や指導の結果について、当該施設の所在町村との情報共有を図ること。

(3) ICカードの広域利用による観光振興

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、引き続き、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対して働きかけを行うこと。

(4) かながわブランドの振興に係る支援の充実

お茶の消費量並びに生産者の高齢化による栽培面積とも減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、引き続き販路拡大のための支援を国に働きかけること。

(5) ICTやAIの導入促進及び支援について

ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）といった先進的技術の活用は、事務手続きの簡素化や事業の効率化は勿論、ビッグデータを活用することで住民や観光客などの多様なニーズに対応する手段として期待できることから、県としてかながわブランドデザイン実施計画に基づき、積極的に取り組むとともに、自治体へ

の導入支援を引き続き行うこと。また、自治体や事業者による ICT・AI の活用や環境整備に係る独自の取り組みに対しても助成を行うなど推進すること。

(6) 小規模災害における補助制度の創設

(大磯町・大井町・山北町・真鶴町・湯河原町・愛川町)

近年の異常気象による豪雨により農地が被災した場合は、国庫補助事業の要件に満たない小規模災害についても補助制度を創設すること。

6 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、適切な財源措置を講ずること。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、交付金から個別補助化への移行は改めること。

イ 本交付金は、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、交付金対象外の事業について、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすること。

また、交付金の内示額については、要望額を下回る状況が続き、一般財源等により対応せざるを得ないため、当該交付金を前提とした予算編成が組みにくい状況となっていることから、適切な所要額を確保すること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講ずること。

(3) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退や減便により、町村民の利便性が損なわれているため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけること。

イ 県は、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とするなど、県の補助要件について、国の補助要件に合わせた制度改正を行い、国と協調して引き続き補助をすること。

ウ 県の一部の補助制度は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものなどが補助要件となっているが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助要件の条件緩和（拡大）をすること。

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等を考えると、不十分な箇所も見受けられることから、河川管理者によるさらなる草木の除草並びに伐採をすること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講ずること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き支援されることを要望する。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成 24 年度までで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、国へ働きかけること。

エ 町村の下水道事業については、普及率が 80% を超え、建設整備から維持管理の時代へと変革し、今後、施設の一層の老朽化対策や更新が必要となる。

国の財政制度等審議会においては、今後、維持管理、更新期を迎えることを踏まえると、受益者負担の観点から、必要な経費は原則使用料で賄うべきとの考え方が示され、国では未普及対策や浸水対策へ重点的に予算が配分されたことから、改築や更新への国庫補助の削減が懸念される。

財政基盤の弱い町村にとって国庫補助は必要不可欠であるため、改築や更新に係る国庫補助の継続について、国へ働きかけること。

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、自治体が対策等を推進するに十分な地方財政計画の計上額を確保するとともに、地方財政措置をさらに拡充することを国へ働きかけること。

7 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア いじめや不登校など学校が抱える課題は増加とともに、複雑化を増し、その解消を図るとともに、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、その実態を把握し弾力的な運用を図るよう国に働きかけをすること。

また、小規模校に対して加配による教職員の配置とともに、教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制づくりとして、「補習等のための指導員等派遣事業」を拡充すること。

イ 平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランには、「希望出生率1.8」に向けた取り組みのなかで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能強化が位置付けられており、更なる派遣日数の拡大と増員などの見直しをすること。

ウ 学校図書館運営の充実を図るうえでは、計画的かつ継続的に図書館業務に係る一定の資質を備えた職員を配置することが重要であるため、図書館業務に専念できる専任の図書館司書を配置すること。

エ 神奈川県でも外国籍住民が増加傾向にある中、日本語が理解できないまま転入し、生活習慣や環境の変化等に対応できない児童・生徒が多く、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

県においても、外国籍児童・生徒への指導・支援に係る手引きを作成するなどの支援をしているところであるが、こうした状況に教職員のみで対応することは難しく、出入国管理および難民認定法の改正により、なお一層の困難が予想されることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

(2) 少人数学級編制の実現

学級編制基準の見直しにより、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の問題等により、更なる引き下げを国に働きかけること。

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

幼児教育・無償化に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金に代わって新設された子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、地方公共団体の超過負担が生じないように、引き続き国へ働きかけること。

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

教育基本法の改正により、推進を目指す「キャリア教育」を現場で担う町村と

しては、「かながわ教育大綱」で位置づけられている「地域の教育力」「地域の絆」を強化するうえでは、自治体が特別に実施する「キャリア教育事業」が重要と考えるため、県のキャリア教育のための研修等は引き続き行うとともに、十分な補助制度の確立と支援を行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障がいのある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国の「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を国に働きかけること。

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、国に働きかけること。

また県においては、平成29年度から計画されている小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて引き続き推進を図ること。

(7) ICT・プログラミング教育の推進

プログラミング教育を実施するため、ICT機器を活用した授業等を行っていくうえで、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、ICT支援員雇用にかかる費用の財政措置をすること。

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築をするとともに、国にも働きかけをすること。

(9) GIGAスクール構想をはじめとしたICT環境整備への財政支援の充実

（寒川町・二宮町・大井町・箱根町・真鶴町・湯河原町・愛川町）

児童・生徒への1人1台の端末整備については、整備計画が大幅に前倒しされることとなったが、小規模な町村においては、地方財政措置を受けての整備は困難である。

コロナ感染症対策として地方創生臨時交付金の活用により端末整備を支援する施策も行われたが、元々はICT環境整備5か年計画に基づいた事業であるので、計画分について補助金により支援するよう国に働きかけること。

また、再整備や整備後の校外や家庭での活用に伴うランニングコストを含めた財政措置を国に働きかけること。